

## 第4回庄原市公契約条例等検討委員会 議事録（摘録）

日時 平成30年1月25日（木）13:30～17:10

場所 庄原市役所本庁舎5階 第3委員会室

### 【出席者】

（委員） 五百竹委員（委員長）、三浦委員、山下委員、植松委員、清水委員  
（事務局） 東管財課長、定光契約係長、日野原主任主事

### 【意見聴取者】

（建設事業関係者） 庄原市建設業協会より  
（一人親方関係者） 広島県建設労働組合 第12地域連合庄原より 2名

（13:30 開会）

- 1 開会（委員長あいさつ・東管財課長あいさつ）
- 2 第2回会議議事録の報告及び会議の公開等について  
～第2回会議（H29.9.27開催）の議事録公開について報告  
～会議の公開について、「本日の会議は非公開とする」ことに決定  
～「H29.3.9総務常任委員会所管事務調査報告書」について事務局より説明
- 3 検討・協議
  - （1）11/13先例地視察報告について  
～事務局より資料について説明

議長 今の説明について、質問や意見等はあるか。

（意見・質疑なし）

- （2）アンケート調査の結果について  
～事務局より資料について説明

議長 今の説明について、質問や意見等はあるか。

事務局（補足） アンケートの結果、平成27年度同様、公契約条例に対する理解度が依然として低いことが判明した。事業主からの回答において、公契約条例について「知っている」かつ「必要である」との回答もあるが、条例制定により市からの委託料や指定管理料が増額されると捉えられた方もいるのではないかと考えられる。これらについては、条例について十分理解された上での回答かどうか疑問を感じる部分もある。

(意見・質疑なし)

- (3) 公契約関係者からの意見聴取について  
～事務局より資料について説明

議長 今の説明について、質問や意見等はあるか。

(意見・質疑なし)

#### 4 意見聴取

##### ① (建設事業関係者) 庄原市建設業協会より

～意見聴取者入室

～意見聴取者・委員・事務局の紹介及び聴取方法の説明・項目に沿って意見聴取

(項目1) 現在の市の発注方法について、問題点はあるか。

(項目2) 受注による利益率はどうか。

(項目3) 社会保険等未加入対策について、意見や要望はあるか。

(項目4) 低入札価格調査制度について、意見や要望はあるか。

(項目5) 下請け発注について、どのような実態なのか。

(項目6) 市外業者をつかわず、市内業者のみで受注できるような体制は難しいか。

(項目7) 賃金や労働条件を確保するためには、今後どのような対応が必要か。

(項目8) 公契約条例が制定された場合、対象工事については下請けを含め全ての労務従事者に一定額以上の賃金の支払を義務付け、労働条件や賃金の支払い状況等の労働状況台帳を提出していただくこととなるが、対応は可能か。

(項目9) その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。

～意見聴取終了・意見聴取者退室

##### ② (一人親方関係者) 広島県建設労働組合 第12地域連合庄原より2名

～意見聴取者入室

～意見聴取者・委員・事務局の紹介及び聴取方法の説明・項目に沿って意見聴取

(項目1) 労働賃金の現状について。

(項目2) 地域内業者の活用について。

(項目3) 品質の確保について。

(項目4) 担い手の確保について。

(項目5) 社会保険等未加入対策について、意見や要望はあるか。

(項目6) 賃金や労働条件を確保するためには、今後どのような対応が必要か。

(項目7) その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。

～意見聴取終了・意見聴取者退室

#### 5 意見交換

- 議長 本日の意見聴取及び検討・協議事項を踏まえて、質問や意見等はあるか。
- 委員 労務単価を上げたとしても、実際に利益が上がらなくては意味がない。公契約条例と利益の増は直接的には結びつきづらいのではないか。
- 委員 視察先では条例遵守に対する監督体制が確立されていたか。
- 委員 労働者側からの申出があった場合のみ調査等を行うということであったが、実例はなかった。現実的には発注者側でチェックするのは難しいのではないか。
- 委員 下請業者からの見積りに諸経費分が計上されていないのではないか。しかし、それは行政側から指導する事項ではない。
- 委員 公共工事設計労務単価が必ずしも実際に支払われる金額とは限らない。必要経費を含んだ金額を見積もった上で元請と交渉するなど、自らを守る努力も重要なのではないか。
- 委員 適正価格で下請契約し、利益を出した上で必要な法定福利費等を賄うのが理想だが、条例による指導より、業者をまとめる各団体からの指導等によるべきではないか。  
一人親方は労働契約ではなく請負契約の形で契約されていると思う。その場合、一般的な内容の公契約条例を制定したとしても一人親方の賃金へは反映されづらいことが危惧される。
- 委員 安全経費や法定福利費分等を加えると受注できないということが問題なのだと思うが、それは業者間の契約上の慣例、習慣の問題であり、公契約条例の問題とは異なるのではないか。
- 委員 一人親方へ労働者ではなく事業主であるという自覚を促すことも必要だと思う。建設労働組合でも情報提供等はされていると思うが、公契約条例ではなく、別の形で支援するべきでは。
- 委員 発注の平準化はこれまでも課題であった。発注時期をずらし、年度を繰り越して施工できれば良いのだが。
- 事務局 単年度での予算執行の原則において、年度を繰り越す場合は議会の議決が必要となる。発注者として発注の平準化に向けた取組を検討する必要はある。
- 委員 分離発注についての要望があったが、現実的には難しいのか。

事務局 分割することで経費が増額するため、限られた予算内での発注にあたっては分離発注することは難しい。また、現場管理の面からも一括で発注の方が効率的である。

本日の意見聴取において、建築工事の約8割は市内業者で施工可能であるのと話があった。一方、建設工事業者からは、市内で施工可能なのは約3～4割程度であるとの意見を伺っている。

委員 対象工事の認識が異なるのだと思う。一般の木造住宅等は特殊な工種が少なく、市内業者でも対応可能であるが、公共工事で大規模な建築工事の場合は特殊工事が多く、市外・県外業者でなければ対応できない事例が多い。

委員 庄原市では下請や資材の購入業者に関し、何らかの制限を設けているのか。

事務局 特約条項において市内業者を優先した発注を依頼している。市外業者へ発注する場合は理由書の添付を義務付けている。市外業者へ発注した方が安価となる場合もあると聞いており、利益追求と市内業者の活用とのバランスが難しい点ではあると思っている。

庄原市内においては特殊工事の需要が少なく、様々な工種に対応可能な体制を整える余裕は市内業者にはないという実態がある。

委員 建設工事施工時の提出書類が膨大であるという意見があったが、提出書類の簡素化等への要望は上がっているのか。

事務局 提出物が多く労力を要するという意見は聞いている。

委員 以前と比較して提出書類は増えているように思う。特に土木工事においては施工中に現場状況が変わることが多く、トラブルを避けるため口頭ではなく常に書面を交わすこととされている。警察署や労働基準監督署など発注者以外への提出物もあり、提出書類は非常に多い状況である。

委員 公契約条例を制定して行政が民間の契約へ介入することが法に抵触する可能性はないのか。

委員 争点になりうるとは言われているので、裁判所の判断次第ではその可能性はある。

## 6 その他

～事務局より第5回検討委員会の内容及び今後のスケジュールについて説明

## 7 閉会 (17:10 終了)